

第七回 参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和二十五年四月五日(水曜日)午前十一時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を願います。

○國務大臣(山口喜久一郎君) それでは本法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

従来、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入、並びに略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入は大蔵省所管でありまして、同省理財局の予算として計上され、又同局においてその経理を行なつて来たのであります。この経理を行なつて来たのであります。これはこれらの予算が終戦処理費と共に、多分に特殊性を有しております。当初においては一般予算とは異なる取扱をなし、大蔵省で所管するのが適当であると認められたからであります。

併しながら、その後業務自体の進捗に伴いまして、その予算も逐次軌道に乗り単純化されて参りましたので、今や大蔵省みずからこれを所管する理由が稀薄となつた次第であります。そこでこのたび右予算及びこれに伴います

る経理を、その業務の主務官庁である賠償庁に移管しまして、業務の主管と予算の主管とを直結する予算経理の本則を実現いたし、以て事務の簡易化及び能率化を図ることとしたのであります。

このような趣旨に従ひまして、昭和二十五年年度予算案においては、右予算を総理府所管賠償庁の部局予算として計上いたすと共に、昭和二十三年法律第三号賠償庁臨時設置法に、所要の改正を加える必要が生じたので、ここに本法案を提案した次第であります。

何とぞ本案に対しましては慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて下さい。

午前十一時四十分速記中止

午前十一時五十八分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○梅津鏡一君 大蔵省所管であつたものを、この法案によると賠償庁に移管してこれは総理府所管になるわけですか、その重なる利害について一応お聞きしたいと思います。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 別に、只今御説明申し上げました通り、定員におきましても予算面におきましても増減はないのであります。ただ事務の簡素化を図るといふことに外ならぬのであります。総理府に移管しま

すことは、賠償庁が総理府の一部に含まれておるといふことで総理府に移管したいという御説明を申上げたような次第であります。

○梅津鏡一君 事務上の処理として、大蔵省所管の方がやりよかつたか、総理府に移管した方がやりよいか、そのいづれがいいのか御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(山口喜久一郎君) お答えいたします。予算の所管は、やはり本来その予算を必要とする事務の主管官庁に属するのが常態であるのであつて、これが今日までも大蔵省に所管されておつたというところが非常な不便であつたと、こういう考え方から、やはりこの事務の主管官庁たる賠償庁に移管することが常態に復するものであります。こゝういふ結果になつております。

○梅津鏡一君 その賠償庁に移管されてその経費の問題ですが、予算一ぱいなら問題ないと思ひます。併し予算一ぱい以上に出る場合は予備金を使わなければならぬと思ひます。その予備金の枠が賠償庁にあるかどうかお聞きしたい。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 予備金の枠としてはなほ思ひます。予備金の枠が賠償庁に漸次縮小される現段階におきましては、予算以上使わねばならぬという新たな理由は今日のところではないように存じます。

○藤井新一君 速記者が来る以前に我々は随分討議したのですが、もう質疑がないようでしたらこの辺で打切つて、討論に入つたらどうかと思ひます。

○梅津鏡一君 討論或いは採決という問題になると思ひますが、まだ残されておる法案が随分あるので、それより先にこれをやるというのには少々考えが変るのではないかと思ひますが、順次という意味でも各省から出ておりますから、やはり順を逐うていこうとが、道義上さういふことになつて行くのではないかと思ひます。まだ討論採決という点には少々早いと思ひます。

○委員長(河井彌八君) それでは、本案はこの程度に今日とはとめておきます。

○委員長(河井彌八君) 次に通商産業省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を伺います。

○政府委員(宮崎靖君) 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

政府は、経済情勢の推移に伴い、通商産業省の組織の整備を図るべく、先般通商産業省設置法、工業技術庁設置法及び中小企業庁設置法につき鋭意検討を加えて来たのであります。今、回よりやくその結論を見出すに至りましたので、ここに通商産業省設置法等の一部を改正する法律案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

すでに御承知の通り政府は昨年五月二十五日通商振興の飛躍的發展を意図しまして、貿易と生産の一体的運営を

図るべく従来の商工省、貿易庁を解体し新たに通商産業省を設置し、爾來この重大な使命の遂行に邁進して参りましたが、最近に至りまして、米國対日援助物資輸入実務遂行のための新行政機構設置の要請、産業合理化施策の推進に伴う組織整備、石炭需給統制の緩和及び行政簡素化の理由に基く組織の再編成等諸般の要請により通商産業省の組織等も所要の改正を加える必要があると存する次第であります。

以下その概要につき申述べます。第一通商産業省設置法の改正については申述べますと本省内部部局の関係では、従来貿易公団で行なつておりました輸入事務のうち米國対日援助物資に關しては行政機関で処理すべき要請がなされておりますため、臨時通商業務局を新設し、同局において対日援助物資の輸入事業を実施させることとした次第であります。

次に企業合理化問題は現在の経済事情において最大の緊要事でありまして、特に任務に掲げてその強力な推進を図ることを明らかにすると共に、主として此の事務に当らしめるため通商企業局に次長を設けることいたしました。

同時に行政簡素化の趣旨によりまして通商企業局内の調達賠償部を廃止すると共に、資源庁関係にあつては石炭管理局、石炭生産局の二局を統合

する等所要の整備改廃を履行いたした次第であります。

次に工業技術庁設置法の改正について申述べますと、従来工業技術庁の人事、会計等庶務に関する事務は調整部で所掌して参りましたが、人事院規則の実施ならびに財政法及び会計法の改正に伴いまして、これらの人事、会計行政の事務は大幅に増加し、加えて来年度においては相当数の増員が予定されております関係から、新たに長官官房を新設いたしまして人事、会計行政を専管させることとした次第であります。

第三に中小企業庁設置法の改正につきましては、中小企業行政の強力化を図るため、中小企業法の育成および発展を図るべき基本方針の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にすると共に、私的独占禁止法又は事業者団体法の適用について公正取引委員会との関係を整備することといたしました。その他、昨年十一月一日分室の廃止によりこれに代つて都道府県に設けられた商工資材事務所職員の身分を、本年四月一日から都道府県の吏員に切り替えることとなつておりましたため、これに対する恩給継続措置を講ずること、及び通商産業省機構の変更に伴い、国家行政組織法の改正を必要といたしますので、いずれも附則にこの改正規定を掲げた次第であります。

何とぞ政府の意図するところを了とされ、御承認あらんことを切に希望いたしますのであります。

○委員長(河井彌八君) 今寺島政務次官から賠償庁設置法について一言補足しておきたいということでありまして、この際これを伺おうと思ひます。

○政府委員(寺島隆太郎君) どうも大変私の庁の仕事と委員会のずれを来たしましたために、詳細なる御説明が或いはなかつたり、且つは提案理由の説明等がボックスに入つておらなかつた等事務的手違ひをいたしたといふことは、これは率直にお詫びを申し上げますが、これは次の段階に直ちにさせるようにいたしますが、御承知の通りこの法律案の中に……只今委員から御指摘がありました通りに、それは速記のないときに補足がありました通りに、関係方面並びに法務府意見の意見を十二分に叩いて参りました……、そうした関係もございまして、これは全く大蔵省に所属いたしました事務を賠償庁に四月一日から移すという全く事務的規定でございますので、若しお差支なくんば私共の手違ひ等は重々お詫びいたします……、お通し願えればありがたき仕合せに存じます。以上一言申上げて置きます。

○梅津錦一君 この賠償庁の問題は今まで大體経理の問題やなんかは分りました。併し今日は非常に定数が委員長外四名しかおられないので、社会党は二名出しておかれますが、特にその他の会派が非常に少ないので他の会派がやはりなければ、署名するのに過半数になつておりませんから工合が悪いと思ひます。これは定数の問題で工合悪い。○政府委員(寺島隆太郎君) 分りました。

○委員長(河井彌八君) それでは今日はこれで散会いたします。

午後零時十二分散会
出席者は左の通り。

- 委員 河井 彌八君
カニエ邦彦君
藤井 新一君
門屋 盛一君
梅津 錦一君
浅岡 信夫君
町村 敬貴君
- 委員 山口喜久一郎君
- 政府委員 賠償政務次官 寺島隆太郎君
賠償庁次長 石黒 四郎君
総理府事務官(賠償部) 勝野 康助君
通商産業 政務次官 宮崎 靖君

三月二十八日本委員会に左の事件を付託された

一、電気通信省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、運輸省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十二日)

一、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十五日)

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第五條―第十五條)を〔第五條―第十五條の二〕に改める。

第三條第二号の次に次の一号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二 商飲工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務

第四條第一項第十四号中「許可すること」を「制限し、又は禁止すること」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 輸出及び輸入に關し税関長を指揮監督すること。

第五條第一項中「八局を」九局に、「通商鉄鋼局を」通商鉄鋼局臨時通商業務局に改め、同條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化学局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商纖維局」を「通商企業局及び臨時通

商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に「米國対日援助物資等処理特別会計」を加え、同條第八号を次のように改め、同條第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

八 調査及び統計の基本に關すること並びに調査及び統計の総合調整に關すること。

第八條第一号中「及び計画」を「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと」の下に「(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 輸出及び輸入に關する税関長の指揮監督に關すること。

第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の實施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に關すること。(通商振興局及び特別調達庁の所掌に係ることを除く。)

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。

第十二條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。

第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出」の下に「輸入」を加

え、同項に次の一号を加える。
七 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十四條第一項第一号及び第二号中「輸出」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「(火薬類の所持の取締に関するものを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。
九 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十五條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。
四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第二章第一節第十五條の次に次の一條を加える。
(臨時通商業務局の事務)
第十五條の二 臨時通商業務局においては、左の事務をつかさどる。
一 米因対日援助物資の引取、保管、売却その他輸入に関する事業を行うこと。

二 米因対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。
第十九條第一項中「機械器具」の下に「並びに非鉄金属及びその圧延品」を加える。
第二十四條第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

第二十七條を次のように改める。
第二十七條 削除
第二十八條の見出しを「(通商事務所等)」に改め、同條中「当分の間通商産業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「(石炭管理局)」を「炭政局」に、「(石炭生産局)」を「炭政局」に開発部を、「炭政局」に施設部を、「炭政局」に改める。
第三十五條(見出しを含む。)(中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭」の下に「生産」を加え、同條第三号中「(石炭生産局の所掌に係るものを除く。)」を削り、同條第五号を次のように改める。
五 石炭鉱業の機械化その他石炭生産技術の向上に関すること。
第三十五條第五号の次に次の一号を加える。
五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋蔵量の調査に関すること。
第三十五條の次に次の一項を加える。
2 施設部においては、前項第五号及び第五号の二に掲げる事務をつかさどる。
第三十六條を次のように改める。
第三十六條 削除
第六十七條第一項中「配炭公団」を削り、同條第二項中「配炭公団」に関しては、配炭公団法(昭和二十二年法律第五十六号)を削る。
(工業技術庁設置法の改正)
第二條 工業技術庁設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第三條第四号中「及び工業品規格」を削り、同條第四号の次に次の一号を加える。
四の二 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究を助成すること。
第四條中「並びに」の下に「長官

官房」を加える。
第六條の次に次の一條を加える。
(長官官房)
第六條の二 長官官房においては、工業技術庁の所掌に属する人事、会計、庶務その他他部及び他の機関の所掌に属しない事務を掌る。
第七條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。
四 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に関する事項
第八條中「及び工業品規格」を削る。
(中小企業庁設置法の改正)
第三條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三條を次のように改める。
(中小企業庁の所掌事務及び権限)
第三條 中小企業庁の所掌事務及び権限は、第二項以下に定めるものの外、左の通りとする。
一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策を定めること。
二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行に関すること。
三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。
四 中小企業に対する資金の融通をあつた旋すること。
五 商工組合中央金庫に関すること。
六 中小企業の経営状況の調査及

び診断並びにこれらに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。
七 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。
八 中小企業に対する金融制度その他中小企業に関係がある経済問題に関し調査研究すること。
九 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業庁は、中小企業に關係がある事項に關し、行政庁に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に対し意見を述べることが出来る。
行政庁は、中小企業に対する金融又は物資の割当の基本となる方策その他中小企業に特別に關係がある重要な方策を定めようとするときは、中小企業庁にその旨を通知しなければならない。
中小企業庁は、国会に提出される議案につき、中小企業に關係がある事項に關し、意見を提出することが出来る。
中小企業者は、行政庁の行為により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行為により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行為が不公平な競争方法であると認めるときは、中小企業庁にその事実を申し出ることが出来る。
前項後段の場合において、中小企業庁は、必要があると認めると

きは、意見を附して当該事件を公正取引委員会に移すものとする。
中小企業庁は、中小企業者が他の事業者の不当な取引制限若しくは不公平な競争方法によりその事業を阻害されているかどうか、又は中小企業等協同組合の組合員が小規模の事業者であるかどうかを調査し、公正取引委員会に対しその事実を報告し、及び適當の措置を求めることが出来る。
公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四條各号の事件を備える組合でないことを認め、又は中小企業等協同組合の組合員が実質的小規模の事業者でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を發送したときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。
中小企業庁は、中小企業の経営の向上に資することが出来る設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求めることができる。
第四條第三項中「前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五号まで、第八号及び第九号並びに第二項から第八項まで」に改め、同條第四項中「前條第一項第二号乃至第四号」を「前條第一項第六号及び第七号並びに第九項」に改める。
附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第一号から施行する。

第一号から施行する。

2 通商産業局の分室の廃止の際通

商産業局の職員であつた者で、この法律施行の際都道府県の商工資材事務所に勤務する官吏たるものが引き続き都道府県の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定するものを除く。）となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

3 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一通商産業省の項公団の欄中「配炭公団」を削る。
別表第二中「通商企業局一調達賠償部」を削る。
別表第三中「石炭管理局」を「炭政局」に改める。

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道開発法案（予備審査のための付託は三月二十五日）

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように

昭和二十五年四月十四日印刷

改正する。
第一條第五号から第七号までを第六号から第八号までとし、第四号の次に第五号として次の一号を加える。

五 賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理に関する事項
同條に第九号として次の一号を加える。

九 略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理に関する事項

第六條中「第四号」を「第五号」に改める。
第七條中「第五号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。
第八條第二項中「第一條第七号」を「第一條第八号」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、池田勇人通商産業大臣罷免に関する請願（第一六四八号）

一、恩給法臨時特例改正に関する陳情（第二七三三号）

一、運輸省設置法中一部改正に関する陳情（第二八四四号）

第一六四八号 昭和二十五年三月二十日受理

池田勇人通商産業大臣罷免に関する請願

請願者 東京都千代田区霞関三ノ四全商工労働組合内 横山武司

昭和二十五年四月十五日発行

紹介議員 細川嘉六君 兼岩傳一君
本年二月二十四日の公式会見および記者団会見における池田勇人通商産業大臣の公言ならびに談話は、憲法の保障する健康で文化的な最低生活を営む権利と基本的人権をじゅうりんするものであるばかりでなく、通産省の施策の重点をなしている中小企業対策を無視するもので、通商産業大臣の言としては許されないものであるから、すみやかに池田勇人通商産業大臣を罷免せられたいとの請願。

第二七三三号 昭和二十五年三月十五日受理
恩給法臨時特例改正に関する陳情
陳情者 福岡県朝倉郡甘木町 坂田政次郎外十三名

恩給法臨時特例の改正以来恩給の増額が実現されたが、困窮の度を加えている恩給受給者の生活を保障するため、さらに本特例を改正されて、恩給額の不均衡を是正し、受給者の生活維持に必要な所得を給與されるよう処置せられたく、とくに老人、婦人等に対する恩給、扶助料については、格段の考慮を拂われたいとの陳情。

第二八四四号 昭和二十五年三月二十日受理
運輸省設置法中一部改正に関する陳情
陳情者 全日本交通運輸労働組合 岡山地方協議会内 高田幸男外八名

運輸省設置法第六條による事項を審議する運営審議委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから選ばれるべきであることはいうまでもないが、利

用者、消費者として、わが国人口の七割を占める勤労者階級を代表する労働者団体のうちからも選ばれなければ真の国民生活と密接に結びついたものとは認められないので、本年中に任期を終了する委員の改選期から、労働者代表を一名必ず選出するよう運輸省設置法第九條を改正せられたいとの陳情。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月七日）

一、賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月三十日）

参議院事務局

印刷者 印刷片